

外部への町内会等の長情報の提供について

市では、御提出いただいた「町内会等の長報告書（変更届）」（以下「報告書」という。）の情報をもとに、市からの連絡等のため、当課にて、町内会等の長の名簿（以下「名簿」という。）を作成して管理しています。

外部の者に対しては、下記 1 の場合に限り、申請書の記入及び本人確認等を行ったうえで、名簿の閲覧を行うことで情報を提供しています。

つきましては、下記内容を御確認いただき、御了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 情報提供を行う場合について

- （1） 国若しくは県その他の地方公共団体又は関係機関等から、公務のための提供依頼があったとき。
- （2） 事業者から、開発行為、建築等工事、住宅の販売又は再エネ発電事業等に際し、事前説明や連絡のための提供依頼があったとき。
- （3） 当該町内会等区域の住民等から、提供依頼があったとき。
- （4） 町内会等の長から連絡等のための提供依頼があったとき。
- （5） その他、特に情報を提供する必要性があると認められる提供依頼があり、本人の同意があったとき。

2. 上記 1（5）について

上記 1（5）の情報提供への同意について、報告書 1.（9）の ☐ 欄のいずれかにチェックを記入してください。

※営利、政治活動及び宗教活動を目的とする場合は、チェックの有無に関わらず、情報提供を行いません。

※（5）には、地域の市民活動団体やNPOなどが該当します。

以上

印西市市民部市民活動推進課

電話 0476-33-4431（直通）